

バーチャルリアリティ（VR）作成業務仕様書

1. 業務の目的

本業務は、富士見市新庁舎建設工事における基本・実施設計について、市民や関係者が空間イメージをわかりやすく理解できるように、新庁舎や既存分館、外構、周辺地域の汎用三次元デジタル空間を生成し、その空間を取り込んだバーチャルリアリティ（VR）コンテンツを制作することを目的とする。

2. 業務の内容

新庁舎の建設地及びその周辺（キラリ☆ふじみ、市民総合体育館、文化の杜公園、中央図書館を含む）におけるVRコンテンツの作成を行うこと。なお、各段階において本市と中間確認を行い、指示に応じて修正すること。

(1) 基本設計段階

ア 周辺環境データ製作

- ・約500m四方の建物の白ボリューム制作、敷地周囲の建物ファサード写真貼付等を行うこと。
- ・広場、駐車場、駐輪場、歩道、緑地等の表現を行うこと。敷地内及び隣接地との高低差等も表現すること。

イ 新庁舎、分館、付属施設等の外観データの制作

- ・パース等の画像貼り付けとしても構わない。

ウ 新庁舎の内観データの制作

- ・各階の執務スペース、市長室、ワークラウンジ、災害対策本部室、庁議室、議場、委員会室、待合スペース、キッズスペース、多目的スペース、エントランス・ホール・廊下・主要な階段・エレベーター等の共用部、及び1以上の会議室、相談室について作成すること。ただし、制作する空間は設計に応じて事前に本市と協議を行ったうえで決定すること。
- ・内観データは、主要な内装仕上げ、照明、サイン等を表現するものとし、内装仕上げ等が確定していない室については仮の仕上げイメージとして作成すること。
- ・最上階等からの富士山への眺望が確認できるデータとすること。ただし、眺望が望めない場合等は、状況に応じて本市と協議・調整すること。

エ 動画データ制作（8分程度、解説音声及び日本語字幕付き）

オ VRデータ構築

※人間、自動車、植栽等の添景や、什器・備品類等の配置を含む。

(2) 実施設計段階

ア 新庁舎、分館、付属施設等の外観データの更新

イ 新庁舎の内観データの更新（制作する空間は基本設計と同様）

ウ 動画データ制作（8分程度、解説音声及び日本語字幕付き）

エ VRデータ構築

※人間、自動車、植栽等の添景や、什器・備品類等の配置を含む。

3. 成果物等

(1) 成果品

- ア 動画データ（基本設計段階、実施設計段階）
- イ 3Dモデルデータ及びテクスチャ画像データ等
- ウ その他必要な資料

(2) 成果物の諸権利

- ア 成果物については、発注者の業務処理目的に限り、著作権者への承諾及び対価の支払いを行うことなく自由に使用できるものとする。
- イ 発注者は、成果物を自己利用に必要な範囲で、著作権法（第27条及び第28条に定める権利を含む）に従って無償で複製、翻案できるものとする。